

第3回伊賀市文化財保存活用地域計画協議会 会議録

日 時 令和4年7月6日（水） 午後1時30分から3時30分まで

場 所 伊賀市役所5階501会議室

出席者 菅原洋一委員（会長）、福田良彦委員（副会長）、長谷康弘委員、静永史範委員、中山和光委員、岩佐絹枝委員、稲垣八尺委員、尾登 誠委員、服部保之委員、峠 美晴委員、伊藤裕偉委員、西嶋克司委員

三重県教育委員会事務局：和澄主任

事務局：教育委員会事務局 滝川事務局長

文化財課 笠井課長、福田主任、森川主任

傍 聴 1名

事務局：会議出席お礼、伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第6条2項により、過半数の出席により会議成立、資料確認、協議会設置要綱第6条により、会長が議長となり、菅原会長に進行を依頼。

あいさつ

菅原会長

1. 報告事項

(1) 経過報告と作成スケジュール

《事務局から資料1を用いて、これまでの経過報告（文化庁協議、庁内会議）と今後の計画（各種会議、庁議、議会予定）を説明、質疑応答は特になし》

(2) 伊賀市文化財保存活用地域計画（案）序章～3章 について

《事務局から資料2を用いて、計画（案）の序章から3章までについて、前回での指摘事項の修正や文化庁協議を経て変更した点について説明、質疑応答は以下のとおり》

議 長：質問、ご意見等ありましたらお願いします。

議 長：P.9未指定文化財等の「等」としたのは登録文化財など他にもいろいろあるからという意味でよかったか。また整合性を図るのならP.70のリストの未指定文化財の箇所にも「等」を入れる必要があるのではないか。

事務局：P.9未指定文化財等については、いろいろ含まれるため、P.70については、指定でない文化財の一覧ということで未指定文化財としている。

- 議長：P.70 のリストについては登録文化財も含まれているので、一度事務局で検討してみてください。
- 委員：第3章のテーマ「伊賀の自然誌」について、伊賀市の地形の基盤を作っているのは盆地だと思うので、他のテーマと同じように全体を見るような形で書くなら、盆地についての記載は必要なことだと思う。また、内容については阿波層群やクジラの化石も出てきているため、それについても入れてほしい。
- 委員：P.76 の文章下の方に数字が入っているが、その数字が示す箇所が分からないので、外していいと思う。P.92 の島ヶ原地区の説明の最後の一行が抜けているので、修正をお願いします。
- 委員：序章の計画作成の背景と目的の中に、「地域総がかりで」という文言をどこかに付け加えてほしい。具体的には、下から3行目の「さらなる伊賀市の魅力ある地域づくり、」の前に加えてはどうか。行政だけで作る計画ではないということを示せたら。
- 第3章の「伊賀の自然誌」について、自然関係についての記述が弱いと思うので、「ミエゾウ」の化石が大山田から発掘されていることもあり、記載したらよいかと思う。
- 委員：序章の計画作成の背景と目的の中の「デジタルトランスフォーメーションを推進して～取り組みを行い」という文言について、DX 以外活用できるものが無いような感じを受けるが、それでよいのか。
- 委員：今日的なキーワードが必要。「持続可能な」とか「多様性」など。とくに文化財においてはそのような要素を踏まえた上での計画であるということ、序章でもう少し強く謳ったほうがよい。ただ、そういった文言は使いやすく浸透しやすいと思うが、活用計画の中でそれはどこで受けているのか導線をはっきりさせる必要がある。
- 委員：P.90「村の信仰と神事」のみだしについて、仏教系のお寺の文化財も書かれているため、「社寺と村の信仰」といったみだしはどうでしょうか。
- 議長：事務局の方で指摘をもとに、さらに完成度を上げていただくようお願いします。全体的にコンパクトに、全体の構成の中でどこにあたるのかなど、もう少し分かりやすく工夫してほしい。

2. 協議事項

(1) 伊賀市文化財保存活用地域計画（案）4章～6章 について

《事務局から資料2を用いて、第4章について文化庁及び庁内会議での指摘事項を踏まえて説明、質疑応答は以下のとおり》

- 議長：質問、ご意見等ありましたらお願いします。
- 委員：P.119 の活用について、「文化財の活用の前提となるのが、文化財の価値を認知してもらうこと」と言い切っているが、活用の取り組みに文化財案内看板の設置が入っているが、それは、活用事業に入らないのか。含まれるのか。

事務局：記述の仕方を検討します。

議長：活用の前提になるのは、その文化財についてよく知ることだと思うが、それについては何をしなければならないかはP. 113 から記載があるが、基本的な情報を収集、整理したり、発信するということが項目として必要ではないか。活用については、文化財課側では看板を作成したりということになるが、伊賀市の場合、観光資源のほとんどが、文化財であるので、正確な情報に基づいて、他課でも事業を行ってもらう必要がある。文化財課側から観光をどのように考えているか、他課とのすり合わせが必要。関連する計画との調和の取り方や気を付けなければならない点など、考えていただければ。

委員：課題には、地域固有のものと普遍的なものがある。また、所有者の課題については、もう少し深掘りが必要なのでは。

委員：案内看板設置は市指定文化財だけか。

事務局：等ということで濁してありますが、許可の関係もあり、優先的に市指定文化財に設置している。市指定以外の文化財にも看板を設置しているので、誤解を招かないように「市」の表記は取る。

委員：P. 113 の文化財の把握調査の現状とP. 117 の文化財の把握調査の課題と合致するように検討いただきたい。

事務局：不整合な部分について、検討し直します。

委員：文化財に親しむ機会の充実については、もう少しいろんな仕掛けを考えた計画を立てていただければと思う。施設の整備については、地域の資料館を活かした分散型施設の必要性を感じていて、地域住民の集いの場となればよいと思っている。もう少し注意して書いてほしい。

事務局：表記について留意する必要はあるが、展示する施設がないのは事実であるので、そこは課題であるという認識はある。

委員：全体の展示施設がないことが課題であるというのは同感である。

委員：文化財保存活用地域計画の肝は地域であると考え。そういう視点で考えると見直す部分はたくさんある。収集した資料をどう市民に還元していくかという部分も課題であると思うので、書き込んでいただけたら。

P. 115 自治協についての記載があるが、自治協がどんな活動をされているか分かる資料があれば、一覧表などを作成して見てはどうか。参考にもなるし、刺激にもなるのではないか。P. 119 中に出てくる「支援」は具体的にどんなものか、可能であれば書いてほしい。

委員：P. 119 文化財の防犯・防災について、人口減少が課題となる中、一方で県下で最多の文化財を所有しており、所有者だけでは文化財を守りきれなくなっている現状であるため、住民の方みんなの文化財であるという共有意識を持てるような文言があるとよいと思う。

議長：いただいた意見を事務局の方でさらに書き込んで、精査いただきたい。

《事務局から資料2を用いて、第5章について文化庁及び庁内会議での指摘事項を踏まえて説明、質疑応答は以下のとおり》

議長：質問、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：取り組みにおける観光の位置づけは？観光課や地域自治担当課との方向性のすり合わせなどは、なされているのか。

事務局：他課とのすり合わせについては、できているところとできていないところがあるが、取り組みの中では必ず必要になってくると考える。庁内会議では各関係課には説明し、了承を得ているので、共有はできていると考える。

委員：確認ですが、この政策では、観光的な視点に立脚しながら、その視野を踏まえて絵を描くことはもうないのでしょか。今回の計画は、観光客は外部、つまりは市民のための計画というスタンスで捉えたらよいのか。あまり観光のことが見えてこないのでは。

委員：市民の文化財の保存活用を推進するための意識の啓発と捉えてよいのか。直接、地域の人がアクションを起こすためのことは書かれていないが。

議長：「活用」の問題が3つの方針に溶かし込まれていて、「活用」そのものをどう考えるかという部分がない。観光とは別として、文化財をどのように使っていくのか、どのように楽しむかという視点が必要である。

事務局：地域総がかりに重きを置いており、外から来た方（観光客）についての視点の記述はないが、歴史文化の特徴のまとめについて、「伊賀市にはこんな魅力があるよ」という視点で書いているので、どう変換して伝えるかということを検討したい。「楽しむ」という要素を基本方針に入れて作ることを検討したい。

委員：第4章の課題につながる部分に分かりにくかった。序章に出てくる総合計画の現状と課題、第5章の方針と合致するものと思うが、分かりにくいので、第5章の上の方針は、「本市の総合計画における」などの文言を頭に付け足してはどうか。活用について、デジタルミュージアムの中にどれだけ情報を蓄積できるか、それによってどれだけ観光やまちづくりに活かしていけるかが変わってくると思う。

委員：伊賀市は「忍者という門をくぐったら、仏像などいろいろあるよ」というところがあるので、観光的な活用を捨てるのはもったいないと思う。地元だけに啓発するだけでなく、外部への情報発信についても考えていただけたらと思う。

事務局：総合計画との整合性について、市の方針とマッチしたものであるということ意識したものである。序章や他の章にもでてくる部分もあり、内容が重複している部分については見直していきます。デジタルミュージアムについて、蓄積は必要と考えています。観光についての取り組みは、文化財課が観光を率先してするのは本来の業務ではないということもあり、庁内との調整や地元へといったうまい手立てはないか考えていき

たいと思います。

委員：文化財を観光に活用することについては、所有者に温度差があるが、活用を前提とした保存整備の検討や補助事業を考えていただきたい。

委員：事業の主体の位置づけが必要。市民、所有者、地域の役割分担をしっかり作り、目的、意識啓発が必要だと思う。クラウドファンディングなどの固有名詞は時代によっては不適切になることもあるので、文言を除いたほうがいいのでは。

委員：文化財の修理について、どこに相談すればよいか、またどこまで自分たちでしないといけないかやり方が分からないという話を聞いたが、実際修理などされた所有者さんのお話を聞かせていただけますか。

委員：まずは、市の教育委員会に相談してもらったらいと思う。県指定であれば、そこから県へ繋いでくれますし。

委員：補助金については、指定のものしか対象にならないため、厳しい部分もある。

事務局：指定、未指定によって対応は違いますが、指定の文化財については、補助金の対象となる修理もあるので、まずは市の教育委員会に相談いただければと思います。

委員：無住のお寺も増えたり、個人で所有することが難しくなっている中で、個人から団体へ所有者の変更は可能か。

三重県：所有者個人から指名いただいて、地域や自治協などの団体に管理者になってもらうことは可能です。基本は所在する地域の団体になるかと。

議長：今議論されている内容については、6章に関連する話となっておりますので、事務局から6章の説明をお願いします。

《事務局から資料2を用いて、第6章について文化庁及び庁内会議での指摘事項を踏まえて説明、質疑応答は以下のとおり》

議長：これについてはいかがでしょうか。それでは意見がないようですので、私から。

4章から非常に良い議論ができたと思います。事務局の方で、出てきた意見について検討いただき、まとめていただきたいと思います。

それでは、文化財保存活用支援団体についての説明をお願いします。

(2) 文化財保存活用支援団体について

《事務局から資料3を用いて、文化財保存活用支援団体について説明、質疑応答は以下のとおり》

議長：これについてはいかがでしょうか。

委員：団体については、何件くらいを想定しているのか。複数でもよいか。

事務局：複数でもよい。指定した場合は計画に載せようと考えている。

議 長：全体について何か質問はございませんか。

委 員：冒頭スケジュールの地域計画の冊子作成について、これはいわゆる概要版ですか。
市民に全戸配布するものではないのか。

事務局：概要版ではなく、冊子を想定している。ただ、以前から概要版については、ご指摘があるので、作成する必要があると考えていますが、認定を受けてからでないとかかれないものである。

議 長：事務局の方で、出てきた意見について、まとめていただきたいと思います。

次回、10月の会議で修正したものをお示しいただきたいと思います。

事務局：次回の協議会で修正したものを確認いただいて、ご意見をいただき、それから庁議等に諮っていきたいと考えております。

議 長：それでは、続いてその他の項になりますが、事務局の方から何かございますか。

事務局：次回の協議会の日程調整については、早めにさせていただきたいと思います。

議 長：それでは進行を事務局お戻しします。

事務局：本日は長時間にわたる議論をありがとうございました。

滝川事務局長

あいさつ